

第1回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会において 議論された主な論点及び対応の方向性

R2. 2. 17 県教育委員会事務局

1 総論

学校教育活動における登山活動は、生徒の主体性や強調性、その他、成長していく上での教育的意義を有するものと認められるが、他の部活動と比較し、特殊性・特異性を有するものであり、生徒の安全を確保するためにはこれらの特殊性・特異性を極力排除することが大切である。逆に、排除ができないのであれば、登山活動は行うべきでない。

こうした特殊性・特異性を排除する一つの対応策として、高度で専門的な知識や技術を有する外部人材の活用が、現状の学校教育活動下の登山活動においては有効だ。

2 各論

(1) 登山活動の教育的意義

- ・部活動は、高校生が成長する過程の中で、個性を伸ばし主体性の育成に寄与するだけでなく、先輩後輩といった人間関係の構築等により、社会で生きていく上での基礎的能力や人格形成の面でも有効だ。
- ・加えて、登山活動は、自然の豊かさを学べるほか、環境問題への意識付けやリスクマネジメントの習得にもつながるなど、教育的意義や効果は十分にある。

(2) 登山活動の特殊性・特異性（特質）

- ・管理された環境ではない自然環境下で実施する活動であり、安全性を確保する上では十分なリスク管理が必要であり、顧問にはその力量が求められる。
- ・一方で、現状は、顧問全員が十分に高度な力量を有しているとは限らないにもかかわらず、登山活動の安全性が顧問の技量に委ねられている。
- ・また、登山は学校外での行う活動のため、保護者や他の教員等、顧問以外の大人の目が届かない所での活動となる。
- ・教育的意義のある登山活動と言えども、これらの特質を十分に踏まえ（特殊性・特異性を排除し）ないのであれば、実施すべきでない。

(3) 学校部活動における顧問配置の現状

- ・各種部活動において、限られた人員（教員）の中で、必ずしも専門的な知識や技術を持った者を顧問に配置できる訳ではないのが現状であり、これは山岳部においても同様であり、全国共通の現状だ。
- ・部活動の実施に当たっては、顧問の技量等の現状を踏まえるとともに、リスクを十分に想定し、対処し得る範囲の活動を行うことが重要だ。

(4) 登山活動の特殊性・特異性を排除するために（対応の方向性）

- ・顧問が安全に対する意識と技量を十分に高め、一つの判断ミスが生徒の命を奪うことにつながりかねない登山において指導力を身に付けていく必要がある。
- ・（力量が十分でない顧問が指導者となっている現状を踏まえると）顧問の力量だけに頼らず、専門性の高い知識や技術を有する外部の者が登山の指導等に当たり、安全な登山を実施できる仕組みが必要だ。
- ・顧問の負担等を考慮すると、学校部活動のあり方等の見直しも十分に踏まえながら学校部活動とは異なる形での活動し得る仕組みづくりの検討も必要だ。

登山活動の特質を踏まえた安全策について（案）

R2. 2. 17 県教育委員会事務局

1 概要

登山活動の特殊性を可能な限り排除する方策として、これまでの方針を改め、県立学校の教育活動における登山の実施に当たっては、原則、登山アドバイザーを帯同させるものとする。

なお、学校教育活動における山岳部活動のあり方については、登山活動の特質（特殊性）等を十分に踏まえながら、引き続き、本検討委員会において議論していくこととする。

2 登山アドバイザーの試行的帯同の実施状況及び分析評価（詳細は別紙）

(1) 実施状況

- ・期間：令和元年6月～令和元年12月
- ・件数：県内8件（帯同数全9件のうち）／ 県外6件（帯同数全13件のうち）

(2) 分析評価

登山計画作成のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において登山アドバイザーの帯同を推奨している山行ルート以外の登山であっても、顧問経験年数の少ない者を中心に、登山アドバイザーからの助言等により現場での適切な判断や対処ができ、より安全な登山の実施に向けた効果が認められた。

3 対応案

(1) 基本的な考え方

- ・他の部活動とは異なり、自然環境下で行う活動であることを踏まえ、生徒の指導に当たっては、高度で専門性の高い知識や技量とリスク管理をもって臨む必要があり、また、そうした体制を整えやすい仕組みが必要であること。
- ・本県の現状として、顧問自身もまた県教育委員会としても、顧問の資質・技量向上に鋭意努力しているところだが、その習得は全体として途上であることに鑑み、顧問のみによる登山の実施は避け、リスクを極力抑えることが重要であること。
- ・高校生が安全に登山を実施する上で、登山活動の特殊性を可能な限り排除する方策として、登山アドバイザーを積極的に活用することが最善の策であること。

(2) 登山アドバイザー帯同に関する方針の変更

[現 行] 山行ルートや引率者の力量、参加生徒等の人数に応じ、県内外を問わず、登山アドバイザーを帯同させるものとする。

また、登山アドバイザーの帯同の有無を考慮する上で目安とするため、登山アドバイザーの帯同を推奨する山行ルートについて県教育委員会が別に定める。



[変更案] 県内外を問わず、原則として、全ての登山において登山アドバイザーを帯同させるものとする。

ただし、例外的取扱として、低山で著しい危険がない等の理由により、登山アドバイザーの不帯同を登山計画審査会が認める山行ルートについては、登山アドバイザーが帯同しなくとも実施を認めることとする。なお、この場合、当該山行ルートについては、県教育委員会があらかじめ明示することとする。

※登山アドバイザーの原則帯同により、次の点が効果として期待できる。

- 経験の浅い顧問の技量補完と複眼的な安全確保策
- 顧問の行動に対するチェック的效果
- 顧問単独による引率時の安全配慮に欠けた指揮監督等の抑止効果等

(3) 実施に向けた課題

登山アドバイザーとして帯同可能な人材の確保

- ・特に県内で実施する登山に帯同する登山アドバイザーの確保が重要
→山岳関係団体の協力を得られるかが鍵

(4) 実施に向けたスケジュール

県立学校における登山の取扱指針であるガイドラインに、登山アドバイザーの原則帯同について定め、令和2年度4月以降において実施される全ての登山に適用することとする。

- ・令和2年2月17日 対応案の検討（本日）
- ・ " 2月21日 第6回登山計画審査会（ガイドラインへの反映の検討）
- ・ " 3月中旬 ガイドラインの改訂（決定）
- ・ " 4月 改訂ガイドラインの施行（登山アドバイザーの原則帯同実施）

4 登山のあり方についての更なる検討について

(1) 現状下における対応

第1回検討委員会において指摘等のあった学校教育活動下の登山活動の主要な特殊性については、上記の対応案（登山アドバイザーの全数帯同）によりその多くを排除することができると考えられる。

当該対応案をもって、現状下においては、高校生の安全を確保しながら、登山を実施していく（登山活動の教育的効果を高校生に享受させる）ものとする。

(2) 中長期的展望（今後も継続的に行うべき検討内容）

上記(1)に留まることなく、第1回検討委員会において意見等のあった現在の学校部活動とは異なる形態の山岳活動のあり方についても、運動部活動のあり方等に関する全国的な動向等を踏まえながら、引き続き本検討委員会において検討を行うこととする。

5 その他の安全策（主な取組）

(1) ガイドラインの改訂

県立学校における登山の取扱指針をはじめ、登山計画の作成の際の種々の注意点や一連の手続等を体系的にまとめたガイドラインを平成30年12月に策定して以降、これまでのころ各学校は当該ガイドラインに基づき登山を事故なく安全に実施してきている。

顧問はもとより、各学校が生徒の安全の確保に対する意識と自覚を高めるとともに、更なる安全体制の充実を図るため、今年度に入りガイドラインの一部見直しの検討を進めており、年度末の改訂を予定している。

【主な見直し項目（登山アドバイザー関連以外）】

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ・夏山登山での残雪及び雪渓の通過の取扱い | } 基準の明確化による山行の許容範囲の |
| ・サブ行動時間の取扱いの明確化 | |
| ・登山の実施結果の公表についての明文化・・・ | 公表による各校の安全確保の意識向上等 |

(2) 顧問の資質向上のための講習会の開催等

今後、全ての登山において登山アドバイザーが帯同することになるとしても、生徒の引率者として従事するのは顧問であり、生徒の安全を高めていく上では、顧問の技量向上は可能な限り求めていくことは重要であることから、働き方改革の趣旨も踏まえながら、引き続き、講習会等を開催していくこととする。

○令和元年度（実績）

- ・講習会等の開催（4回／実施予定を含む）
- ・県外研修会派遣等（3回）

○令和2年度（予定）

- ・講習会等の開催（3回）
- ・県外研修会派遣等（5回）

登山アドバイザーの試行的帯同の実施状況及び分析評価

1 試行的な取組

平成30年12月に策定された「登山計画のためのガイドライン」における、登山アドバイザー帯同の推奨ルート以外の山行にも、積極的に登山アドバイザーを帯同し、その成果や課題等を分析する。

2 実施期間

令和元(2019)年6月～令和元(2019)年12月

3 対象とした山と件数

県内 - 8件(内3件中止)

岩山、鳴虫山、白根山(2件)、那須岳(3件)、雨巻山

県外 - 6件

赤城山、安達太良山(4件)、澗沢 *詳細は「資料1」及び「参考資料」参照

4 取組の成果

(1) 安全面に関する主な成果

- 指導者側の目が増え、パーティの状況や生徒の変化等、細部にまで目が届くようになる。
- 判断に迷う際、決断の材料となる意見が増える。
- 実際の山行ルートを熟知した登山者が指導者側に増えることで、より正確なルート情報を現場で収集できる。
- やむを得ない理由で下見の実施が困難となった場合、登山当日に帯同する登山アドバイザーに代行を依頼できる。
- 万が一の際、ロープワーク等の特殊な技術による、救助活動や搬送活動等に期待できる。

(2) 技術面に関する主な成果

- 登山アドバイザーから顧問及び生徒に対し、主に以下の項目について指導があった。
 - ・ 歩行技術、幕営指導、パッキング(荷物の詰込作業)等の基本的技術
 - ・ 地図やコンパスを使用した空間把握技術
 - ・ 登山装備に関する知識

(3) その他の成果

- 登山アドバイザーの助言が、顧問の資質向上に繋がる。
- 高校生が実施する登山活動に対し、周囲の協力体制が構築される。
- 保護者の安心感が向上する。

5 課題

- 登山アドバイザーの人材確保の困難
- 事務処理の煩雑化
- 顧問と登山アドバイザー間で生じる認識の相違

6 総評

以上のようなことから、高校生の登山活動において、登山アドバイザーの帯同は、安全性等を担保する高い効果が期待できると判断する。